

## 行政事業レビューシート (内閣府)

予算事業名	食品安全に関する危機管理対策経費		事業開始年度	平成16年度	作成責任者
担当部局庁	食品安全委員会事務局		担当課室	情報・緊急時対応課	本郷 秀毅
会計区分	一般会計		上位政策	食品の安全性の確保	
根拠法令 (具体的な条項も記載)	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第14条	関係する計画、通知等	食品安全委員会運営計画		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるような重大な食品事故などの緊急事態への対処、当該事態の発生防止のための体制整備等を行い、緊急事態の発生時に適切に対応できる体制を確立する。 ※緊急事態とは、大規模な食中毒などの発生など、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を必要とするときをいう。				
事業概要 (5行程度以内。別添可)	緊急時対応訓練の実施、緊急時における委員・専門委員、職員の現地派遣、意見交換会(緊急時対応)の開催及び内外文献(緊急時対応)の収集・整理等の実施により、緊急事態への体制を整備。				
実施状況	委員等を現地に派遣しなければならないような緊急事態はなかったが、食品安全委員会において決定した緊急時対応訓練計画に基づき、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の習得等を重点課題とした訓練を実施した。				
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額(補正後)	11	10	11	14
	執行額	3	3	3	
	執行率	27%	30%	27%	
	総事業費(執行ベース)	3	3	3	
自己点検 支出先・使途の把握水準・状況	緊急時対応訓練計画に基づき緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の習得等を重点課題とした訓練を実施。このために必要な資料整理等に係る事務補佐員の賃金を支出。なお、22年度の予算額の増は、賃金関係の単価の見直しによるもの。				
自己点検 見直しの余地	委員等を現地に派遣しなければならないような緊急事態はなかったが、食品の摂取を通じた緊急事態は、いつ発生するか予測不可能であり、また発生した場合に迅速かつ適切な対応を行う必要があるため、現状程度の予算措置は必要。今後も重大な食品事故など緊急事態への対処、当該事態の発生の防止に関する体制を維持、強化するため、実効性のある訓練等を実施して参りたい。				
予算監視の・所効見直し化	16年度の予算計上以来、想定されるような緊急事態は発生しておらず、また、緊急時対応訓練に関する経費以外の執行はないことから、食品安全委員会の審議経費に予算規模縮小のうえ統合するなど、抜本的な見直しを図るべき。				
補記					

**内閣府食品安全委員会**

**11百万円**

- ・緊急時対応訓練の実施
- ・緊急時における委員・専門委員・職員の現地派遣
- ・意見交換会(緊急時対応)の開催
- ・内外文献(緊急時対応)の収集・整理

**A. 事務補佐員**

**3百万円**

- ・緊急時対応訓練における資料整理等に係る事務補佐員の賃金

**資金の流れ**

(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

